

写



令和3年7月21日

全国青年税理士連盟

会長 森岡 崇
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162



令和3年6月23日の貴会理事会運営に対する抗議文

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和3年6月23日に行われた貴会理事会は、まん延防止等重点措置の期間中にもかかわらず、参集形態のみでの開催となりました。参集に限られたことにより、理事の出席要件及び税理士会の税理士会員の傍聴要件として、いわゆるPCR検査受診の「協力」依頼がありました。この協力依頼は、貴会が感染対策へ最大限に配慮された結果と推察致します。

しかし、ここ一年のいわゆるコロナ禍で明らかなように、貴会理事会は、会場に一同参集しなくとも成立しております。よって、未だ新型コロナウイルス感染症が収束をしていない首都圏に理事や税理士会の税理士会員に対して参集を求め、理事会を運営することは合理的ではありません。

当連盟では、今回の貴会理事会の運営が密室で行われたものと判断しております。

今回の貴会理事会では、「税理士法改正に関する改正要望書」の機関決定がなされた非常に重要な理事会でした。その改正要望の中には、当連盟が兼ねてより問題視し反対を表明しておりました、いわゆる「法2条の3(案)」に関する項目が含まれております。我々税理士にとって非常に重要な法改正に関する機関決定が行われる同日の理事会が、次期税理士法改正に関する重要な内容について十分な議論が行われたとは言えず、機関決定が密室で行われたと言わざるを得ず、このような貴会理事会の在り方について強く抗議致します。

今後、Web会議システムを併用しながら、感染を気にせず安心して理事会に出席若しくは傍聴ができる方法により、貴会が開かれた配慮のある理事会運営を行うことを強く求めます。

以上